平成２８年（フ）第８３３号
神戸市北区柏尾台１番地
債務者　野口　昭子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８３６号
神戸市須磨区東落合２丁目19番303―403号
債務者　橋本　正利
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０１号
長崎県長崎市田上３丁目９番27号　金子アパート
債務者　森　　邦子
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１６号
長崎県長崎市十人町16番１号
債務者　前田　安男
1　決定年月日時　平成28年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２２１号
長崎県長崎市田上３丁目９番27号　金子アパート
債務者　森　　正春
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１１号
福岡県久留米市御井町409番地　メゾンアイアム　ミイ　203号
債務者　西野　　愛（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第９８号
山口市大内矢田南４―12―８　松原方、住民票上の住所山口県周南市大字戸田2567番地の１
債務者　岡本　清人
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４０７号
名古屋市港区港北町１丁目４番地　新港北荘Ｔ－８棟204号
債務者　寺下　紀子
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第９１９号
福岡市早良区星の原団地54番303号
破産者　飯野真由美
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９６８号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目８番５号　エトランゼ宮本10―Ｂ８号
破産者　濱田　良一
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１８４号
福岡市西区愛宕浜４丁目46番１―204号
破産者　松尾　康司
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９７３号
福岡市城南区樋井川３丁目６番１―207号、前住所福岡市南区西長住１丁目４番25号
破産者　武内　利樹
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０６６号
福岡市早良区田村７丁目24番１―103号
破産者　馬場　希和
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１０６号
福岡市南区高宮４丁目５番22―103号
破産者　柴田　暁宏
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１１３号
福岡県大野城市月の浦１丁目21番３号　フラワーポテト正弥２　123号
破産者　弥永　博之
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０４４号
福岡県宗像市池田3357番地
破産者　早川ゆかり
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０６２号
福岡市城南区南片江２丁目１番15―101号、前住所福岡市南区花畑３丁目19番10号
破産者　渡辺　昌常
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部